

相談窓口

かかりつけ医のほか、認知症疾患医療センター、認知症専門医※や認知症サポート医などがある医療機関への相談、受診をおすすめします。

専門の医療機関

県内の認知症疾患医療センター



※認知症専門医

日本認知症学会及び日本老年精神医学会が認定した認知症を専門とする医師

(大館・鹿角地域)	大館市立総合病院	電話：0186-42-5370
(北秋田地域)	たかのす今村クリニック	電話：0186-62-5655
(能代・山本地域)	能代厚生医療センター	電話：0185-52-3111
(秋田周辺地域)	市立秋田総合病院	電話：018-866-7123
	秋田緑ヶ丘病院	電話：018-845-2228
(由利本荘・にかほ地域)	菅原病院	電話：0184-22-1604
(大仙・仙北地域)	秋田県立リハビリテーション・精神医療センター	電話：018-892-3751
(横手地域)	横手興生病院	電話：0182-32-2078
(湯沢・雄勝地域)	菅医院	電話：0183-52-2000

※診療日、時間等については、各認知症疾患医療センターへお問い合わせ下さい。

日本認知症学会専門医



日本老年精神医学会専門医



認知症サポート医



若年性認知症に関する相談

秋田県では秋田県立リハビリテーション・精神医療センターに若年性認知症支援コーディネーターを配置しております。若年性認知症のご本人やご家族の方が必要としている支援につなげるために、適時に適切な情報提供とサポートをします。

若年性認知症支援コーディネーター
秋田県大仙市協和上淀川字五百刈田352番地
電話：018-892-3751
時間：月曜日～金曜日(9:00～16:00)
※祝日、年末年始を除く



若年性認知症に関する本人や家族からの相談を全国から受け付けています。

若年性認知症コールセンター
愛知県大府市半月町三丁目294番地
フリーコール(無料)：0800-100-2707
時間：月曜日～土曜日(10:00～15:00)



【お問い合わせ先】秋田県健康福祉部長寿社会課 電話018-860-1361

このリーフレットは、障害者就労継続支援事業所で作成しました。
令和3年3月作成

もしかしたら若年性認知症かな？

こんなことは思い当たりませんか？

職場で

- ・ 仕事でミスが多くなった。
 - ・ 段取りが悪くなり作業効率が低下した。
 - ・ 約束を忘れたり、もの忘れが増えた。
 - ・ 同じことを何度も聞くようになった。
 - ・ 取引先の相手の名前を覚えられない。
- など

生活で

- ・ 財布など大事なものの置き場所がわからない。
 - ・ パソコンや家電機器がうまく使えない。
 - ・ 身だしなみに無頓着になった。
 - ・ 以前に比べて怒りっぽくなった。
 - ・ 動作がゆっくりになったり、転びやすくなった。
 - ・ 万引きなどの反社会的な行為が見られるようになった。
- など

最近、どうも調子が悪いなあ・・・



認知症は高齢者だけの病気ではありません

65歳未満で発症する認知症を「若年性認知症」といいます。

何かいつもと違うなと感じたり、気になることがあったら、まずはかかりつけ医や職場の産業医、認知症疾患医療センターや若年性認知症支援コーディネーターへ相談しましょう。気づいた時はためらわずに医療機関を受診することが大切です。

早期受診・早期診断のメリット

- 早く気づき、早く治療を始めることにより「進行をゆるやかにする」ことができます。
- 将来のことや今後の生活設計について「早くから備える」ことができます。
- 軽度の段階から職場の理解を得ることにより、「長く働く」ことができます。

このリーフレットは、若年性認知症の症状に気づき、医療機関の早期受診をおすすめするとともに、若年性認知症の方とご家族に安心して生活していただくため、受診前から診断後も相談できる関連窓口をご案内することを目的に作成しております。

秋田県

若年性認知症と診断されたら？

これからどうすればいいのかな？



若年性認知症は働き盛りの世代で発症するため、ご本人だけでなく、ご家族の生活への影響が大きくなりやすい特徴があります。社会保障、就労、子育て等、広い領域での支援が必要になることがあります。様々なことを相談できる場所を見つけましょう。これまでと同様の生活が続けられるように、支援サービスを活用しましょう。

生活費や治療費など経済的に不安です。どんな制度やサービスが利用できますか？

診断後の生活を支える主な制度には次のようなものがあります。

制 度	内 容	相談・申請窓口
自立支援医療 (精神通院医療)	通院にかかる医療費の自己負担が軽減される場合があります。	通院中の医療機関 市町村の障害福祉担当課 (秋田市は秋田市保健所)
障害者手帳	認知症により日常生活に支障がある方は「精神障害者保健福祉手帳」、身体症状がある方は「身体障害者手帳」の申請ができます。(※申請要件がありますのでご相談ください。) これらの手帳があれば、公共交通機関の割引や税制の優遇措置などを受けられる場合があります。	通院中の医療機関 市町村の障害福祉担当課 (精神障害者保健福祉手帳のみ秋田市は秋田市保健所)
傷病手当金	全国健康保険協会(協会けんぽ)又は健康保険組合に加入している本人が仕事を休み給料がもらえないときに、その間の生活保障をするための「現金給付制度」です。連続する3日間を含み4日以上休業した場合に4日目から支給されます。	勤務先の担当者 協会けんぽ
失業給付	会社を退職し、受給要件を満たす場合には、公共職業安定所(ハローワーク)で所定の手続きを行うことにより、雇用保険の失業給付を受けることができます。また、すぐに働くことができない場合は、申請により受給期間の延長ができます。	公共職業安定所 (ハローワーク)
障害年金	仕事を続けることが困難となった人やその家族の生活を支えるための公的年金です。初診日(障害の原因になった傷病について、初めて医師の診断を受けた日)に加入している年金によって受給できる年金が異なります。	市町村の年金相談窓口 年金事務所 各種共済組合
住宅ローン 生命保険	認知症の診断を受けることによって、ローンの返済免除や高度障害保険金を受け取ることができる場合もあります。	金融機関 保険会社

働き続けられるか心配です。

職場に相談し、職務内容の変更や配置転換などにより、現在の雇用が継続できる場合があります。また、精神障害者保健福祉手帳や身体障害者手帳があれば、企業の障害者雇用枠として働き続けることが可能となる場合もあります。

同じような悩みをもつ方の話を聞きたいですが、どこに相談するといいですか？

若年認知症サロン「つぼみの会」では、若年性認知症の方が抱える様々な困難を多方面からサポートしています。
**本人と家族とサポーターの集い
 若年認知症サロン「つぼみの会」
 電話：080-3335-3624**

自宅で介護をしていますが、介護保険サービスは受けられますか？

認知症と診断された場合は、要介護認定を受ける等一定の条件の下で、40歳から介護保険サービスが利用できます。市町村の介護保険担当課や地域包括支援センターにご相談ください。

- (例)・ホームヘルプサービス(訪問介護)
 ・ショートステイサービス(短期入所生活介護)
 ・デイサービス(通所介護) など